秦野市道路反射鏡設置基準

（趣旨）

第１条　この基準は、道路の交差部等付近における道路反射鏡（以下「反射鏡」という。）の設置基準について、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1)　道路　道路法（昭和２７年法律第１８０号）の規定による市道及び一般交通のために用いるその他の公道をいう。

(2)　反射鏡　車両等が安全に通行するために必要な補助として本市が設置する反射鏡をいい、他の車両又は歩行者を確認するためのものをいう。

(3)　自治会　秦野市自治会連合会に所属する自治会をいう。

（設置場所の基準）

第３条　反射鏡を設置する場所は、不特定多数の車両等が通り抜けできる道路又は道路に接する宅地等が７以上ある袋小路で、見通し距離が不足し、他の車両又は歩行者の確認が困難な場所であって、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

(1)　すれ違う余裕がない１車線道路において、対向する車両等が互いに相手を確認できない場所

(2)　車線数が２以上である道路において、対向する車両等が互いに相手を確認できない場所

(3)　法令等の規定により一時停止義務のある車両等の運転又は歩行者が、優先道路の車道内に進入しなければ、優先道路を走行する車両等を確認できない場所

(4)　前各号以外の場所で、反射鏡を設置することにより、事故を未然に防ぐことができる場所

（設置位置等）

第４条　反射鏡の設置位置は、歩行者、車両等の妨げにならない道路部分とする。ただし、道路の幅員、構造等の理由により設置できない場合は、民地に設置するものとする。

２　前項により民地に設置する場合は、使用貸借とする。

３　反射鏡の設置に際しては、可能な限り東電柱又は電話柱に添架するように努め、専用柱による設置は必要最小限にするよう努めるものとする。

４　反射鏡の形状は、原則として丸型とし、大きさは、道路反射鏡設置指針を基本として現場状況に応じて決定するものとする。

５　専用柱の塗装色は、原則としてオレンジ色とする。

（設置の申請）

第５条　第３条各号のいずれかに該当する場合は、秦野市自治会交通対策部長は、交通安全施設に係わる申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、反射鏡を民地に設置するときは、申請書裏面の承諾書によって事前に地主の承諾を得るものとする。

（設置の決定）

第６条　前条の規定による申請があったときは、その内容についての審査及び現地調査を実施したうえで、設置の可否を決定し、道路反射鏡設置決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

２　設置の必要を認めたときは、交通安全上緊急を要するものから順位を決定する。

附　則

この基準は、昭和５６年９月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３０年５月１日から施行する。